

八女市男女共同参画推進審議会委員募集要項

1 公募の目的

八女市では、平成16年3月に「八女市男女共同参画のまちづくり条例」を制定し、また令和3年3月には「第5次八女市男女共同参画行動計画」を策定して、社会のあらゆる分野において男女共同参画を推進するための施策を総合的かつ計画的に展開しています。

「八女市男女共同参画推進審議会」は、市長の諮問に応じ、それらの施策の実施状況について意見を述べたり、行動計画の策定や変更等の重要な事項について調査審議したりするために、条例に基づいて設置されている審議会です。

つきましては、市民の皆様の幅広いご意見を施策に活かしていくために、次のとおり審議会委員の一部を公募いたします。

2 職務

八女市男女共同参画推進審議会委員として委嘱を受けた後、本市における男女共同参画の推進について調査及び審議を行います。

3 任期

委嘱を受けた日から2年間

4 応募資格

次の①～④の条件を全て満たす人

- ① 八女市内に居住する満18歳以上の人（令和7年4月1日現在）
- ② 男女共同参画について関心があり、年数回、平日に開催する審議会に出席できる人
- ③ 八女市の他の審議会等の附属機関の委員ではない人（就任予定も含む）
- ④ 次のア～ウに該当しない人
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
 - イ 八女市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ウ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に成立した政

府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

5 報酬等

(報酬) 日額 4, 5 0 0 円×審議会の開催日数

6 募集人員

若干名

7 応募方法

所定の応募用紙を郵送、ファクス、電子メールのいずれかの方法で提出してください。応募用紙は男女共同参画推進係、各支所地域振興係、市ホームページ内にあります。

8 応募締め切り

9月19日(金) 必着

9 注意事項

応募書類に虚偽の記載があると認められた場合は、委員就任後でも委嘱を取り消す場合があります。また、受理した応募書類は返却できませんので、ご了承ください。

10 応募用紙の提出先および問い合わせ先

〒834-8585 八女市本町647

八女市役所 人権・同和政策・男女共同参画推進課 男女共同参画推進係

電話0943-23-1314 ファクス0943-24-9227

E-Mail dsuishinkakari@city.yame.lg.jp

八女市男女共同参画推進審議会委員 応募用紙

フリガナ		性別	男 女
氏 名			
生年月日	昭和 平成 年 月 日	年 齢	歳 (令和7年4月1日現在)
現 住 所	〒 ー 電話		
職 業			
勤 務 先 ま た は 学 校 名			
応募の 動 機			
地域活動や ボランティア等の活動 状況	活 動 時 期	活 動 内 容	
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		